

平成二十一年四月七日提出
質問第二一八七号

ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する第二回質問主意書

提出者 鈴木宗男

ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七二第二四三号）を踏まえ、再度質問する。

一 北方領土に居住するロシア系住民へ支援物資を届けるべく、本年一月二十七日に根室港を出港した支援物資船（以下、「支援物資船」という。）が、国後島到着後、ロシア側から出入国カードの提出を求められ、同月二十八日、「支援物資船」は国後島への上陸を断念し、根室港に引き返すという事態が発生した。右に関し、これまでの答弁書で、「昨年十二月二十五日から本年一月二十三日までの間、在ロシア連邦日本国大使館からロシア連邦外務省に対し、本年度の人道支援物資供与事業に関する内部調整の状況を「確認した」とある様に、昨年十二月末、外務省がロシア側に対して人道支援事業について問い合わせをしていることが明らかにされている。昨年十月二十日、ビザなし交流で日本を訪問していたロシア外務省在ユジノサハリンスク外交代表のウラジーミル・ノソフ氏が根室市で記者会見（以下、「記者会見」という。）した際に、我が国国民がビザなし交流で北方四島を訪問する際、来年度からロシアの出入国カードへの記入が必要になる旨述べていることについて、これまでの質問主意書で、昨年十二月二十五日より前の、「記者会見」が行われた直後の昨年十月の段階から、外務省として、近い将来、ロシア側から正式に

出入国カード提出の要求がなされることを予見し、将来的に問題が発生することを事前に防ぐため、ロシア側に「記者会見」の真意を問う等、前もって何らかの対応をとってきたのかと問うたところ、過去の答弁書では「先の答弁書（平成二十一年三月六日内閣衆質一七一第一五三号）一から三までについてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされている。右答弁の内容とは「御指摘の者の御指摘の発言にあるような手続については、本年一月二十三日に至るまでロシア連邦政府から求められていなかったところであり、かかる手続に関するロシア連邦政府との間の外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えたい。いずれにせよ、我が国からロシア側に対し、従来どおり、双方の法的立場を害さない形で今次人道支援物資供与事業を実施できるよう申し入れていた。」というものであり、前回質問主意書で、右の答弁のどこに、昨年十二月二十五日より前の、「記者会見」が行われた直後の昨年十月の段階における外務省の対応についての回答がなされているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、先の答弁書（平成二十一年三月六日内閣衆質一七一第一五三号）一から三までについての『御指摘の者の御指摘の発言にあるような手続については、本年一月二十三日に至るまでロシア連邦政府から求められていなかったところであり、かかる手続に関するロシア連邦

政府との間の外交上の個別のやり取りの詳細については明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えたい。』の部分でお答えしている。」との答弁がなされているが、やはり、外務省の対応がどの様であったかが明確にされていない。右答弁は要するに、昨年十二月二十五日より前の、「記者会見」が行われた直後の昨年十月の段階における外務省の対応については一切明らかにできないということか。確認を求める。

二 前回質問主意書で、外務省は「かかる手続に関するロシア連邦政府との間の外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えたい」としているが、外務省として、①昨年十二月二十五日以降の、ロシア側からの出入国カード提出の要求に対する対応のあり方を既に明らかにしている一方で、②「記者会見」が行われた直後の昨年十月の段階における外務省の対応については明らかにすることを拒んでいるのはなぜかと問うたところ、「前回答弁書」でも「お尋ねについては、先の答弁書（平成二十一年三月六日内閣衆質一七一第一五三号）一から三までについてでお答えしたとおりである。」と、一と同じ答弁がなされているだけである。①については答弁をし、②については「ロシア連邦との関係もあり、差し控えたい」として答弁を拒むのは、明らかに矛盾があるのではない

か。外務省の見解如何。

右質問する。